

## インドネシアにおける民主主義の 安定と憲法裁判所

川村 晃 一

### はじめに

1990年代以降、「政治の司法化」(judicialization of politics)という現象が顕著になるとともに、政治学においても司法制度に対する関心が高まった。政治の司法化とは、裁判所が立法権をもっている議会の行動を制限したり、判決を通じて国の政策の方向性に大きな影響を与えたり、さらには、政党や選挙といった政治プロセスにも影響を与えることが増えているような状態を指す(Ferejohn 2002)。司法府は、国民によって選ばれた議会がつくった法律を、違憲審査権を使って無効にすることができる。また、裁判所は、その判決を通じて執政府や議会がどのような政策をとるべきかを指示することができる。たとえば、裁判所が自由主義的な経済政策に対して違憲の判断を示せば、議会は保護主義的な経済政策を立法せざるを得ない。また、裁判所が公害裁判で被害者に対する国家賠償の支払いを命じれば、行政は公害を防ぐような規制を策定せざるを得なくなる。このように、いまや裁判所は、単なる法の番人ではなく、自身が法の制定主体となりつつある。さらに、近年では、裁判所に選挙の有効性を判断する権限や政党の解散を命じる権限が与えられるようになり、司法が民主政治のプロセスそのものに介入できるようになりつつある。

政治の司法化をもっとも顕著に表しているのは、憲法判断を行なう特別な司法制度が世界各国で設立されるようになったことである。第2次世界大戦後、

ファシズムの再来を防ぐために議会制民主主義を採用していた西ヨーロッパ諸国で憲法裁判所が設置された。この動きに続いて、民主化の「第3の波」のなかで体制転換を果たした新興民主主義諸国では、法の支配を確立するために独立した司法制度を導入することが共通の課題とされた。こうして新たに権限を与えられた司法は、議会の立法行為や選挙過程、政党活動などきわめて政治的な問題についても積極的に司法判断を下すようになったのである。

政治の司法化現象は、民主化後のインドネシアでも観察されている。インドネシアでは、1998年にスハルト体制が崩壊し、民主化改革のなかで政治制度は大幅に刷新された。大統領直接選挙が導入されるなど厳格な三権分立制が採用され、司法府の独立性と権限も大幅に強化された。2003年には同国史上初めて違憲審査権をもつ憲法裁判所 (Mahkamah Konstitusi: MK) が設置されている。新設された憲法裁判所は、執政府や議会の意向に左右されることなく、独自の憲法判断にもとづいて積極的にその権限を行使している。

インドネシアの憲法裁判所は、政治過程にどのような影響を与えつつあるのだろうか。インドネシアはいまや東南アジアで最も民主的な国と評されるが<sup>1)</sup>、憲法裁判所は民主主義の安定にどのような役割を果たしているのだろうか。これまでの研究では、憲法裁判所が違憲判決を通じて選挙制度に関する法律の規定をめぐる混乱を解決してきたり、投票結果をめぐる異議申立裁判で公平中立的な立場から判定を下すことで選挙の正統性を確保してきたりした点が強調される傾向にあった<sup>2)</sup>。自由で公正な選挙の実施は民主主義の最低限の条件であり、その正統性を確保する役割を果たした憲法裁判所が、インドネシアの民主主義の確立と安定に果たした役割は確かに大きいものがある。しかし、それは憲法裁判所が果たしている役割の一側面にすぎない。むしろ、憲法裁判所の中心的な機能が違憲審査にあることを考えれば、立憲主義の擁護者として憲法裁判所が果たしている役割を考察することなく憲法裁判所がインドネシアの民主主義に果たしている役割を議論することはできないだろう。

そこで、本稿では、インドネシアの民主主義と政治過程における憲法裁判所の役割を違憲審査権の行使という観点から分析するとともに、インドネシアの憲法裁判所が独立した行為主体として活動できている理由を考察する。なぜイ

---

1) 例えば、フリーダムハウス (Freedom House) が毎年発表している *Freedom in the World* や Polity IV Project (<http://www.systemicpeace.org/polity/polity4x.htm>) などを参照。

2) 例えば、Butt (2015)、相沢 (2017) を参照。

インドネシアの憲法裁判所は政治過程で大きな影響力を行使できるようになったのだろうか。

本稿では、その理由として、民主化改革によって司法に高い独立性と強い権限が与えられたことに加えて、多党制下における大統領制という競争的な政治権力構造があることを指摘する。司法が政治過程において独自の役割を果たすためには、裁判所がほかの意思決定主体から自立的に行動するための組織的独立性と権限が与えられている必要がある。民主化後の政治制度改革によって、インドネシアの裁判所は組織的独立性が確保され、強い権限が付与された。スハルト権威主義体制下では、司法の独立性はきわめて低かったが、民主化後に裁判官の人事権や裁判所の行政監督権が最高裁判所を頂点とする司法府に移管され、裁判所組織の独立性が確立された。また、憲法裁判所には、違憲審査をはじめ高度に政治的な決定を行う権限が与えられた。

しかし、裁判所組織の独立性や司法の権限という側面からだけでは憲法裁判所の影響力の大きさを説明できない。たとえば、タイ、フィリピン、さらには権威主義体制国でもあるシンガポールやマレーシアといった他の東南アジア諸国でも、司法府には一定の独立性が与えられ、裁判所には違憲審査権が与えられている。これらの国と比べてもインドネシアの憲法裁判所が政治過程においてより大きな影響力を行使できているのは、司法を取り巻く権力構造が非常に競争的であるからである。政治制度が大統領制であることに加えて、議会が多党制であるため執政府は議会に安定的な支持基盤をもたない。そのため、大統領と議会の政策に関する選好は必ずしも一致しない。大統領と議会の選好の差が大きいことから、憲法裁判所が独自の行動をとったとしても大統領と議会が協力してその決定を覆す可能性は小さい。それゆえに、憲法裁判所は、執政府や議会の選好に左右されることなく、独自の選好にもとづいて違憲判決を次々と出すことができるのである。

本稿の構成は以下のとおりである。第1節では、憲法裁判所の組織とその活動を概観する。第2節では、憲法裁判所の活動がインドネシアにおける民主主義の確立にどのような役割を果たしたのかを分析する。第3節では、憲法裁判所が独立して行動することを可能にしている要因として、組織的独立性と他の政治制度との関係性および国民世論との関係を考察する。最後に、本稿の議論をまとめる。

## 第1節 憲法裁判所の設置と活動

### 1. 憲法裁判所の新設

司法府が政治過程において行使する権限としてとくに重要なのが、違憲審査権である。違憲審査権は、19世紀にアメリカ連邦裁判所で確立されたものだが、いまや世界の憲法の約8割が違憲審査に関する規定をもつ (Ginsburg 2008, 81)。このほかに、裁判所には、執政長官の罷免の適否や、選挙の有効性の判断、政党の解散の決定など、きわめて政治的な問題に対して法的判断を下す権限が与えられるようになりつつある。裁判所に多くの権限が与えられているほど、また権限の行使がしやすいような制度が整備されているほど、司法が政治過程において果たす役割も大きくなる。

インドネシアでは、民主化後の第3次・第4次憲法改正によって2003年に憲法裁判所が新設され、初めて違憲審査制が導入された。それまでは、最高裁判所が、法律より下位にある政令などの行政令・決定が上位の法律に違反しないかを審査できるだけであった。1945年憲法では、国民協議会 (Majelis Permusyawaratan Rakyat: MPR) という議会機構が国権の最高機関として執政府、立法府、司法府の上位に位置しており、違憲審査権は国民協議会が有していた (島田 2002, 207-8)。民主化後、国民協議会制度は見直され、三権分立の原則にもとづく大統領制が導入された<sup>3)</sup>。それにあわせて権力抑制のために司法府の強化が図られ、憲法裁判所の設置と違憲審査制の導入が決まったのである。

第2次世界大戦後に西ドイツで導入された憲法裁判所をモデルに設置されたインドネシアの憲法裁判所は、具体的な事件に関係なく法令の違憲性を直接判断することができる (抽象的違憲審査制)。一般の司法裁判所 (最高裁判所および下級裁判所) が具体的な事件との関連でのみ法令の合憲性を判断するアメリカ型 (司法裁判所型) の違憲審査制 (付随的違憲審査制または具体的違憲審査制) では具体的な事件で基本権の侵害を受けた個人を救済することがその目

---

3) 2002年の第4次憲法改正を経て、国民協議会は、下院にあたる国民議会 (Dewan Perwakilan Rakyat: DPR) と上院にあたる地方代表議会 (Dewan Perwakilan Daerah: DPD) の合同フォーラムという位置づけとなった。国権の最高機関という位置づけではなくなり、国民による直接投票によって選ばれた大統領の任命や、国民議会による大統領の罷免提案の審議、憲法改正などを決定する機能が与えられることになった。インドネシアの統治機構については、川村 (2011) 参照。

的とされるが、憲法裁判所型の違憲審査制では抽象的な憲法判断を通じて執政府や立法府の権力を抑制し憲法体制を守っていくことが目的とされている。ただし、インドネシアの憲法裁判所は訴えを提起できる資格（原告適格）を私人にも与えることで、憲法裁判所に権力の抑制と人権の保護という2つの機能を付与しているといえる。なお、法律より下位に位置する政令や大統領令などが上位法に抵触していないかを判断する権限は、現在でも最高裁判所に与えられている。

また、インドネシアの憲法裁判所は、違憲審査権を有するだけでなく、国家機関のあいだで権限に関する争いがあった場合に司法判断を下し（機関訴訟）、選挙結果の有効性の判断や政党の解散を決定するなど、高度に政治的な決定を行なう権限を与えられている。さらに、憲法裁判所は、国民議会が可決した大統領弾劾提案の法的妥当性を審議する権限も有する。憲法裁判所が弾劾提案を妥当だと判断した場合にかぎり、国民議会は国民協議会に対して大統領弾劾の審議を要請できるのである。

このように憲法裁判所に強力な権限が与えられた背景には、民主化にともなう大きな制度変更と政治的混乱の経験がある。それまで他の国家機関の上位に位置していた国民協議会の国家最高機関としての地位が廃止されたことで、国家機関の間での権限配分をめぐる紛争が起きる可能性があった（川村 2005）。また、2001年にアブドゥルラフマン・ワヒド (Abdurrahman Wahid) 大統領が史上初めて国民協議会によって罷免された出来事は、大統領の地位が議会勢力の政治的思惑によってのみ左右されることの危険性を政治家自身に認識させることになった（川村 2002）。そこで、議会による弾劾手続きに司法機関を関与させるように憲法が改正されたのである。

## 2. 憲法裁判所の活動

2003年に設置されて以来、憲法裁判所は積極的にその権限を行使している（表1）。とくに違憲審査と選挙の有効性判断において、憲法裁判所が果たしている役割はきわめて大きい。2003年から2016年までの13年間に憲法裁判所が受理した違憲審査請求は1032件にのぼる。このうち違憲判決が下された数も221件ある。これを東アジアの他の憲法裁判所と比べると、インドネシアの憲法裁判所がきわめて積極的に違憲審査権を行使していることが分かる。たとえば、インドネシアの憲法裁判所が設立される際にモデルになった韓国では、

表1 憲法裁判所の活動（2003～2016年）

年	違憲審査			機関訴訟			地方首长選挙異議申立		
	請求件数	判決数	違憲判決数	請求件数	判決数	認容判決数	請求件数	判決数	認容判決数
2003	24	4	0	0	0	0			
2004	27	35	11	1	1	0			
2005	25	28	10	1	0	0			
2006	27	29	8	4	3	0			
2007	30	27	4	2	2	0			
2008	36	34	10	3	4	0	27	18	3
2009	78	51	15	0	1	0	3	12	1
2010	81	61	17	1	0	0	230	224	26
2011	86	94	21	6	4	0	132	131	15
2012	118	97	30	3	6	1	105	104	11
2013	109	110	22	3	2	0	192	196	2
2014	140	131	29	0	1	0	9	13	0
2015	140	157	25	1	1	0	0	0	0
2016	111	96	19	0	0	0	152	152	3
合計	1,032	954	221	25	25	1	850	850	61

年	総選挙異議申立									
	国民議会 (DPR) 議員選挙				地方代表議会 (DPD) 議員選挙				大統領選挙	
	件数	認容判決数	再集計	再投票	件数	認容判決数	再集計	再投票	件数	有効判決数
2004	252	38			21	3			1	0
2009	627	68	6	10	28	4			2	0
2014	869	9			34	0			1	0

(出所) Mahkamah Konstitusi, *Laporan Tahunan Mahkamah Konstitusi* 各年版より筆者作成。

1988年から2009年の21年間に受理された違憲審査請求が631件で、このうち違憲判決が206件である(李2010)。東南アジアでインドネシアとならんで憲法裁判所を有するタイでは、1998年から2006年までの間に憲法裁判所が扱った抽象的違憲審査はわずか15件で、そのうち違憲判決は4件にすぎない(今泉2003, 85-96)。

このように憲法裁判所の違憲審査制が積極的に利用されている背景には、抽象的違憲審査制を採用していることに加えて、原告適格を私人にまで広げて設定していることがある。憲法裁判所に違憲審査を請求する原告は、政党や地方首长といった政治家や国家機関だけでなく、各種の業界団体や労働組合といった組織、企業、NGO、さらには学者や一般市民を含む幅広い層の個人にまで広がっている。

違憲審査制に加えて、憲法裁判所は選挙結果の有効性を判断する点においても大きな役割を果たしている。憲法裁判所設置後初めての国政選挙となった2004年総選挙では、議会選273件、大統領選1件について憲法裁判所が投票

結果の有効性を判断した。このうち、議会選の41件については訴えが認められて投票結果の変更が行われたが、政党の大小やイデオロギー指向に関係なく判決が下された (Mietzner 2010, 406)。同じ年の大統領選挙では、第1回投票で3位につけたゴルカル (Golkar) 党擁立のウィラント (Wiranto) 元国軍司令官が選挙結果に対する疑義を提訴したが、憲法裁判所はその訴えを退けている。その5年後の2009年には、議会選655件、大統領選2件の投票結果の有効性の判断が憲法裁判所に委ねられた。このうち、議会選については72件について訴えが認められて投票結果の変更が行われたほか、6件の再集計と10件の再投票が憲法裁判所によって指示されている。大統領選では、2位のメガワティ・スカルノプトゥリ (Megawati Soekarnoputri)、3位のユスフ・カラ (Jusuf Kalla) 両候補から投票結果の有効性について疑義が提出されたが、憲法裁判所はいずれの訴えも却下している。2014年でも、議会選で903件、大統領選で1件の異議申立があったが、訴えが認められたのは9件のみだった。2008年以降憲法裁判所の審査の対象となった地方首長直接選挙についても、9年間で850件の投票結果が憲法裁判所に提訴されており、このうち61件の訴えが認められている<sup>4)</sup>。

それでは、憲法裁判所の活動はインドネシアの新しい民主主義体制にとってどのような役割を果たしたのであろうか。次節では、これまで出された憲法裁判所の違憲判決を分析することで、憲法裁判所とインドネシアの民主主義の関係を考察する。

## 第2節 憲法裁判所と民主主義の確立

インドネシアの憲法裁判所がこのように活発に行動していることは、民主主義体制のあり方にどのような影響を及ぼしているのだろうか。民主主義体制の

---

4) これらの選挙の有効性の判断においては、ほとんどの場合、憲法裁判所が政治的に中立的な立場から投票結果の有効性の判断を行い、その結果、判決が選挙の敗者にも受け入れられて、選挙プロセスの混乱を回避することに成功している。とくに2009年の選挙では、選挙管理委員会である総選挙委員会 (Komisi Pemilihan Umum: KPU) の選挙運営不備から投開票に多くのミスが発生して選挙の正統性に疑問を投げかける声があがった (相沢 2010)。しかし、これに対して、憲法裁判所は淡々と審査を処理して混乱を收拾している。本稿では、憲法裁判所の違憲審査制という観点からインドネシアにおける民主主義の安定を議論しているが、憲法裁判所の選挙の有効性判断の制度もインドネシアにおいて民主主義が定着するうえで重要な機能を果たしている。

表2 法令別違憲審査請求件数上位10位と違憲判決数（2003～2016年）

	法令	請求件数	違憲判決数
1	刑事訴訟法（法律1981年第8号）	61	11
2	地方行政法（法律2004年第32号）	40	8
	地方首長選挙法（法律2015年第8号）	40	8
4	総選挙法（法律2012年第8号）	32	12
5	大統領選挙法（法律2008年第42号）	31	6
6	汚職撲滅委員会法（法律2002年第30号）	28	5
7	総選挙法（法律2008年第10号）	25	12
	第2次改正地方行政法（法律2008年第12号）	25	3
9	労働法（法律2003年第3号）	22	10
10	議会法（法律2009年第27号）	20	6
	弁護士法（法律2003年第18号）	20	4

（出所） Mahkamah Konstitusi, *Laporan Tahunan Mahkamah Konstitusi* 各年版より筆者作成。

下で憲法裁判所，より広くは司法府に期待されている政治的機能は，権力の抑制と基本権の保護である。一方，民主的統制の下にない司法府が立法的介入を行うことは民主主義の原則に反するとする「司法積極主義」という批判も存在する。本節では，東南アジアで最も安定的な民主主義体制へ移行したインドネシアにおいて，憲法裁判所がどのような役割を果たしたのかを考察する。

まず，自由で公正な選挙を通じた権力交替を保障するという点で憲法裁判所が大きな役割を果たしたという点は上述のとおりである。憲法裁判所が他の政治的アクターの利害に左右されることなく選挙の有効性・正統性を判断することで当事者間の対立が抑制されている。選挙の公正さが司法によって保障されたことで，選挙結果が正統なものとして敗者に受け入れられ，平和的な権力交替が実現しているといえるだろう。

次に，憲法裁判所による違憲審査が民主主義体制のあり方にどのような影響を及ぼしているのかを判決から考察してみる。表2は，2003年から2011年までの間に違憲審査の対象となった回数が多い上位10位までの法律である。この表にある11本の法律のうち，政治制度や選挙制度などの統治機構に関する法律が8本を占めている。さらに，同じ政治制度を対象としていながら内容が改正されているために別々の法律としてカウントされているものをまとめたうえで違憲審査の対象となった回数の多い法律を並べると（表3），上位10位までのほとんどが統治機構に関する法律によって占められていることが分かる。また，違憲判決の内容からみると，2003年から2016年までに出された違憲判決221件のうち，89件は統治機構に関するものであった。

表3 分野別違憲審査請求件数上位10位と違憲判決数（2003～2016年）

	法令分野	請求件数	違憲判決数
1	刑法・刑事訴訟法 (刑法典, 法律1946年第1号, 法律代行政令1960年第16号, 法律1981年第8号)	83	16
2	地方行政法 (法律2004年第32号, 2008年第12号, 2014年第23号, 2015年第2号)	69	12
3	総選挙法 (法律2003年第12号, 2008年第10号, 2012年第8号)	64	17
4	地方首長選挙法 (法律2014年第22号, 2015年第1号, 2015年第8号, 法律代行政令2014年第1号)	52	8
5	大統領選挙法 (法律2003年第23号, 2008年第42号)	40	6
6	憲法裁判所法 (法律2003年第24号, 2011年第8号, 2014年第4号, 法律代行政令2013年第1号)	38	8
7	最高裁判所法 (法律1985年第14号, 2004年第5号, 2009年第3号)	34	1
8	議会法 (法律2003年第22号, 2009年第27号, 2014年第17号)	31	8
9	汚職撲滅委員会法 (法律2002年第30号, 法律代行政令2009年第4号)	29	5
10	政党法 (法律2002年第31号, 2008年第2号, 2011年第2号)	25	4

(出所) Mahkamah Konstitusi, *Laporan Tahunan Mahkamah Konstitusi* 各年版より筆者作成。

これらの統治機構に関する憲法裁判所の判決は、政治制度のあり方について政治勢力間で意見や利害の対立が存在し、新制度が定着していないインドネシアのような新興民主主義国において、ひとつの制度的な均衡点を設定する役割を担っている。実際に、憲法裁判所の判決によって法律の内容が覆り、政治制度が革新された例は多い。たとえば、2008年7月10日の総選挙法に対する違憲審査では、前回選挙の得票率によって次の選挙参加資格を制限する条文が違憲と判断された。その結果、議会において政党の数を制限する方法としては、選挙参加資格ではなく、議席の獲得資格を制限する代表阻止条項がその後は使われることにつながった。また、2008年12月23日の総選挙法に対する違憲審査では、憲法裁判所が制限付きの非拘束名簿制を違憲と判決したことで、翌年に実施された総選挙では制限のない非拘束名簿制が採用されることになった。2007年7月23日の地方行政法に対する違憲審査では、地方首長選挙の立候補

者を政党擁立にのみ限定する条文が違憲と判断された結果、地方首長選挙に無所属の個人が立候補する道が開かれている。2009年の大統領選挙では、有権者名簿の不備から多くの有権者が投票の機会を奪われるかもしれないという事態が選挙の直前になって発覚し、現職以外の大統領候補者たちは選挙操作だとして選挙のボイコットを示唆するなど、選挙の正統性が失われる危険があった。これに対しても、憲法裁判所が投票日の2日前に、有権者証だけでなく身分証明書の提示でも投票を可能にするという判決を出し、混乱が発生するのを抑えている。これらの判決は、既存政党がそれぞれの利害から妥協を重ねて作り上げた政治制度に対して憲法裁判所が独自の憲法判断から変更を加えたものである。新しい政治制度が単に既存の権力エリートの利害を反映したものにとどまらないように変更を促したことで、憲法裁判所は制度の民主的正統性を高めたといえる。

統治機構に関する違憲判決に次いで多いのが、基本権に関わる判決である。違憲判決の内容からみると、2003年から2016年までに出された違憲判決221件のうち、45件は基本権に関するものであった<sup>5)</sup>。憲法裁判所は、植民地支配期や権威主義体制期の遺産ともいえる基本権の制限を定める法文に対して次々と違憲の判断を下している。たとえば、刑法典に残る大統領名誉毀損罪や煽動罪の規定は、思想・表現の自由を侵害するものだとして違憲と判断された(2006年12月7日および2007年7月17日判決)。2010年10月13日には、スカルノ時代の1963年に制定された公共秩序攪乱印刷物治安法に対して、検察による印刷物発禁処分が違憲と判断され、全条文が破棄された。1965年9月30日事件に遡る元共産党員に対する市民権の制限に対しても、2004年3月24日の総選挙法に対する判決のなかで憲法裁判所は違憲との判断を下している。元共産党員の選挙権・被選挙権剥奪を違憲とする判断に対しては国軍が強く反

---

5) 2014年以降、統治機構に関する法律に対する違憲判決は依然として多いが、基本権に関する違憲判決は減少傾向にあり、かわって経済分野や社会分野の法律に対する違憲判決が増加する傾向にある。経済政策に関わる違憲判決は、民間開放を視野に入れた電力法や石油ガス法に対する違憲判決(2004年12月15日および2004年12月21日)で顕著にあらわれたように、民族主義的な内容になる傾向がある。これは、土地や資源などの国家管理を定めた憲法第33条の存在が背景にある。社会政策に関する違憲判決は、教育分野が最初は多かった。とくに、2002年の第4次改正で憲法第31条に盛り込まれた国家予算の20%以上を教育分野に配分するという規定が2009年まで遵守されなかったため、毎年のように違憲審査請求がなされ、憲法裁判所も違憲判決を出していた。その後は、労働に関する法律に対する違憲判決が増加する傾向にある。

発したが、憲法裁判所はその圧力に屈することなく (Mietzner 2010)、国民の基本権を保障する姿勢を貫いた。

民主化後に制定された法律に対しても、国家権力による基本権の制限や侵害を発生させないように、憲法裁判所が積極的に違憲審査権を行使している。2004年7月23日に出されたテロ犯罪撲滅法律代行政令の法律化に関する法律に対する違憲審査では、アメリカやオーストラリアからイスラーム過激派テロネットワークの摘発を求められていた政府の意向を強く反映した法律であったが、法律の規定が遡及処罰の禁止に反するとして違憲の判断が下された。2011年6月16日の電子情報・取引法に対する違憲審査では、憲法裁判所は、基本権を制限する可能性のある盗聴行為を政令で定めるとした条文を違憲と判断し、法律での規定を政府・議会に求めた。2009年の総選挙・大統領選挙前には、有権者の投票行動に影響を及ぼすことを嫌った政党がメディアによる投票前の選挙報道や投票直後の開票速報を禁止する条文を総選挙法と大統領選挙法に盛り込んだのに対して、憲法裁判所は該当する条文を違憲と判断し、国民の知る権利を守った。このように、憲法裁判所は、基本権の保障という観点からも、民主主義体制とは相容れない法文に対して違憲判決を下すことで権威主義体制からの決別を保障する役割を果たしている。

以上の分析から分かるように、憲法裁判所は、執政府や議会の意向に左右されることなく、独自の憲法判断にもとづいて積極的に違憲判決を出している。なかにはテロ対策や、汚職問題、過去の人権侵害事件の真相追及といった政府が取り組んでいる政治的課題と深くかかわる法律に対して違憲判決が出されたり、政府が進める自由化政策などの経済政策に歯止めをかけるような違憲判決が出されたりするなど、政策過程における憲法裁判所の存在はもはや無視できない存在になりつつある。なぜ憲法裁判所は、執政府や議会から独立して行動することができているのだろうか。次節では、憲法裁判所の独立性を規定する要因を分析する。

### 第3節 憲法裁判所の独立性

#### 1. 裁判所組織の独立性

裁判所の独立性とは、裁判官が判決を下すにあたって外部の圧力から自由である状態を指す。その独立性は、第一義的に、裁判所の人事や予算などを誰が

どのように決定するのかによって左右される。裁判官を任命するにあたって執政や議会はどの程度関与できるのか、誰が任命するのか、また、裁判官の罷免に恣意的な判断の入り込む余地があるのかどうか、といった点は司法の独立性に大きく影響する。さらに、裁判官の昇進や配置、給与など裁判所組織を運営するにあたって、誰が決定権や執行権をもっているのかという点も、裁判所の独立性を左右するといえる。裁判所の独立性を確保するためには、人事や予算、組織運営において裁判所が独自の権限を与えられている必要がある。

インドネシアで司法府の独立性が確保されるようになったのは、1998年の民主化後に制度改革が行われてからのことである<sup>6)</sup>。憲法改正によって、それまで別々に管轄されていた普通裁判所、軍事裁判所、行政裁判所、宗教裁判所のすべての領域の最上位に最高裁判所が位置することが新たに規定された。また、執政府による恣意的な裁判官の任命によって司法権が蹂躪された経験から、最高裁判所の裁判官を任命する独立した機関として、司法委員会が新たに設置された。最高裁判所判事は、司法委員会が提案する候補者に国会の同意を得たあと、大統領が任命することになった。このように、予算、人事といった組織運営面では、インドネシアの司法府はいまや高い独立性を有するようになっている。

新設された憲法裁判所の判事は、大統領、議会、および最高裁判所がそれぞれ3人ずつを任命することになった。ただし、憲法裁判所の判事になるためには、任命時の年齢が47歳以上65歳以下（定年70歳）、法学士以上の学歴と15年以上の法律分野での職務経験などが必要である。憲法裁判所判事の任期は5年で、一度のみ再任が可能である。

これまでに任命された判事の選出元と経歴の違いをみると、大統領は法学者

---

6) インドネシアでは、国権の最高機関である国民協議会のもとに国家権力を配分するという独自の政治制度を採用したことや、オランダの大陸法や議会主義の影響から違憲審査制そのものに消極的だったことなどから、独立後の司法は独立性が低かった。そもそも、独立時に制定された1945年憲法には司法に関する規定がほとんどおかれておらず、「司法権は最高裁判所によって行使される」と規定されているだけだった。憲法の付属文書である「解説」には司法権の独立が謳われたが、それを具体化する規定は存在しなかった。1959年のスカルノによる「指導される民主主義」体制の成立、1966年のスハルトによる「新体制」の成立によって権威主義的統治が確立されると、司法の独立はますます失われていった。スハルト体制の成立後、最高裁判所を除く下級裁判所機構は中央省庁の管轄下におかれることになった。最高裁判所の判事は、司法大臣の推薦にもとづき国会が指名し、大統領が任命することになっており、執政府の関与の度合いが強かった（安田2000, 155）。



を、国民議会は議員経験者を、最高裁判所がキャリア裁判官を選出する傾向があることが分かる。ただし、任命後の憲法裁判所判事は、必ずしもそれぞれの選出母体の利害を反映して行動しているわけではない (Mietzner 2010, 404)。大統領や議員の任期と憲法裁判所判事の任期は時期的にずれがあるうえ、定年や辞職などにより判事の交代も頻繁に行われているため、執政府や立法府が判事をコントロールすることは難しい (図1)。また、執政府、立法府、司法府がそれぞれ同数の判事を任命できるため、いずれかの権力機構の意向が優越することもない。このように、憲法裁判所は、組織的な独立性を確保されており、それが独自の判断での行動を可能にする源泉になっている。

しかし、組織的な独立性が確保されていれば、裁判所は必ず独自の行動をとることができるわけではない。たとえば、ラムザイヤーとラズムセンは、組織的な独立性が確保されているはずの日本の裁判所が、自民党単独政権のもとでは裁判所独自の行動をとれなかったことを明らかにしている (Ramseyer and Rasmusen 2003)。彼らによれば、自民党政権下の裁判官は、政権の政治的選好と相容れない判断をすればキャリア上不利な扱いを受ける可能性が高かったため、実際には独自の行動をする余地を与えられていなかったのである。司法府が積極的に行動できるのかどうかは、裁判所とほかの政治制度との関係に大きく規定されるのである。

そこで、次に、インドネシアの憲法裁判所が独自の行動を取ることができるもうひとつの要因として、他の政治制度との関係を考察する。

## 2. 権力分立制のなかの憲法裁判所

これまで、政治過程における司法は、執政府や議会が何らかの選択をしたあと、最後に法的な判断にもとづいて行動すると考えられがちであった。しかし、裁判官がどのように行動し決定を行なっているのかを司法府単独でみているかぎり、裁判所が政治過程のなかでどのような役割を果たしているのかはわからない。なぜなら、政治過程においては、裁判所もあくまで執政府や議会などほかの政治制度との関係のなかで活動しているからである。司法の役割を考えるにあたっては、これらの制度との関係を無視するわけにはいかない。

そこで、最近の研究は、執政や議会といった他の制度的アクターとの関係に焦点を当てることで、司法が政治過程のなかでどのように影響力を行使しているのかを分析するようになりつつある。たとえば、司法の独立性は、議院内閣

制よりも明確な三権分立を採用する大統領制の方が高くなることや (Helmke and Rosenbluth 2009, 351), 大統領制においても執政府と議会の権力を握る党派が同じ統合政府のときよりも両者が異なる分割政府のときの方がより高いこと (McNollgast 1995) などが明らかにされつつある。

このような分析の背後にあるのは、裁判所は自らの決定が効果をもつよう行動する合理的な行為主体であるという考え方である。裁判所は、執政府や議会が自らの決定に対してどのような反応を示すのかを考えながら戦略的に行動している (Ferejohn and Weingast 1991)。裁判所の決定も、それが実行されて効果をもつためには、執政府や議会がそれに従わなければならない。もし、執政府や議会が裁判所の行動に不満がある場合、彼らは裁判所の決定を再び覆すような政策を策定したり、裁判所が彼らの行動を邪魔しないように行政手続きや司法手続きを変更したりするかもしれない。たとえば、ある政策に対する執政府と議会の選好が一致しているような場合は、たとえ裁判所がそれを否定するような決定をしたとしても、裁判所の決定はあとで執政府や議会によって覆される可能性が大きい。裁判所にとってあとで覆される可能性の大きな決定をする利得は小さいため、裁判所は執政府や議会の選好に反するような行動はとらないだろう。それとは逆に、執政府と議会の選好が一致していない場合は、裁判所の決定に近い選好をもつ方が裁判所の決定を守ろうとするので、裁判所も積極的に自らの判断で行動するだろう。上述のように、議院内閣制よりも大統領制の方が、また統合政府よりも分割政府の方が司法の独立性が高くなるのは、いずれの場合も後者の方が執政府と議会のあいだの選好の違いが大きいため、どちらか一方が裁判所の決定を擁護してくれる可能性が高く、司法は独自の選好にもとづいて行動できるためなのである。つまり、執政府と議会のあいだの選好の差が大きいほど、司法が政治過程において独自の決定を行なう余地が大きくなると考えられる。

そこで、インドネシアの憲法裁判所と他の政治制度との関係性を考えてみる。インドネシアでは民主化後の制度改革によって、三権分立の厳格な大統領制が採用されることになった。大統領は、連立政権を組むことで下院に当たる国民議会の過半数の支持を獲得してはいるが、大統領制のもとで連立与党の結束を継続的に確保することは難しく、大統領と議会の選好は必ずしも一致しない (川村 2010)。そのため、インドネシアの憲法裁判所は執政府や議会の選好に左右されることなく、独自の行動をとることができる。憲法裁判所が、政府提

案と議員立法のいずれの法案に対しても躊躇なく自らの選好にもとづいて違憲判決を次々と出せるのは、競合性の高い権力構造のもとで、大統領と議会の選好の差が大きいことに由来している<sup>7)</sup>。

ただし、憲法裁判所も執政府や議会の選好をまったく無視できるわけではない。なぜなら、司法は執政や議会との相互関係のなかで自らの行動を決定しているからである。司法が執政や議会の選好を無視して法解釈を行なえば、執政や議会はそれを再び覆すような法律を制定するかもしれないし、司法の権限を削減するような制度変更を行なうかもしれない。実際に、憲法裁判所の積極的な行動に対しては「行き過ぎ」との批判が執政府や議会から出されており、その結果、2011年6月には、当事者の請求事項を越えて決定を下す権限を削除することや、判事の査問機関である憲法裁名誉協議会 (Majelis Kehormatan) に政府と議会の代表者を任命することなど、憲法裁判所の権限や独立性を一部縮小するような法改正が国民議会で行なわれた<sup>8)</sup>。つまり、このモデルにおいて司法ができる最大限の政策変更は、大統領制において大統領の選好点と一致するような法解釈である。この点であれば、議会が司法の決定を覆すような法案を提起しても大統領が反対するため、それ以上法律が変更されることはないからである。このように、インドネシアの憲法裁判所が独自の行動を取ることができるのは、組織の独立性が確保されていることに加えて、競合的な権力関係のなかに位置していることが大きく影響しているのである<sup>9)</sup>。

7) Butt (2015) はまた、憲法裁判所が違憲判決を出す場合でも、立法的な対応が必要ないように判決内容を工夫している点を指摘している。例えば、法律の条文のなかの特定の言葉に対してのみ違憲との判断を示して、条文の意味を憲法に合致するように実質的に書き換えてしまうような判決を下したり、判決文が示す条文の解釈に従うかぎりにおいては条文を修正しなくても合憲とするというような判決(条件付き合憲判断・違憲判断)を下したりすることで、執政府や議会に新たな法律の制定や修正の余地を与えないのである (Butt 2015, 72-73)。

8) しかし、この憲法裁判所改正法に対して、今度は法学者や NGO 活動家らが違憲審査を請求し、これらの法改正の内容が違憲と判断されるなど、司法府と執政府・立法府とのあいだでの権限争いは続いている。

9) Mietzner (2010) も、Ginsburg (2003) の議論を参照しながら、インドネシアの憲法裁判所の独立性を決定づけている要因として政治的権力の拡散性と競合性をあげている。ただし、Ginsburg の議論は、権威主義体制が民主主義体制に移行する際に、政治的競合性が高い国では、旧支配エリートが民主化後に権力を喪失する可能性が高く、それゆえ民主化後に権力を握る新しい支配エリートが旧支配エリートの権利を侵害してきた場合でも法的な保護を確実なものにしようとして独立性の高い司法を設置するというものである。そのため、憲法裁判所が設置された民主化後の状況の説明に Ginsburg の議論を援用するのは適切ではない。

### 3. 国民世論と憲法裁判所

裁判所の行動を他の政治アクターとの戦略的行動という観点から研究する「司法の政治学」のなかでは、裁判所が独立性を維持し、かつ裁判所の決定が他の政治アクターによって尊重されるのは、世論の高い支持を得ている場合であることが明らかにされている<sup>10)</sup>。執政長官も議会も、裁判所の決定を尊重しなかったり独立性を毀損するようなことをしたりすれば、自らの国民の支持を失い、次の選挙で有権者から選ばれなくなる可能性がある。つまり、国民の強い支持を背景にすることで裁判所は政治的な介入に抵抗することができるし、議会や執政長官などの政治アクターは、選挙で有権者によって罰せられることを恐れて、裁判所の決定に従わないよりも従う方を選択するのである。

インドネシアの憲法裁判所の独立性は、世論の支持にも支えられている。憲法裁判所に対するインドネシア国民の信頼度は、他の機関に比べて高いレベルにある。法執行機関の中では、警察や裁判所といった他の機関よりも常に上位にあるし、他の国家機関を対象としても、国軍や大統領に次いだ信頼度を国民から得ている<sup>11)</sup>。国民議会などから権限を弱めようとする圧力を受けながらも憲法裁判所が高い独立性を維持できているのは、国民からの高い信頼と強い支持を得ているからである。一方で、憲法裁判所も、国民からの支持を得られるように戦略的に行動している。例えば、憲法裁判所は、ウェブサイトなどを通じて積極的に自らの活動に関する情報の公開に取り組んだり<sup>12)</sup>、裁判の進展状況を積極的にメディアを通じて国民に広報したりしている<sup>13)</sup>。

---

また、Mietzner は、政治的競合性の高さと憲法裁判所の独立性の高さの因果関係を論理的に説明していない。その意味で、インドネシアの憲法裁判所を政治学的分析として初めて取り上げたという意義はあるものの、Mietzner の憲法裁判所の分析はきわめて不十分である。

10) 例えば、Caldeira (1986), Gibson, et. al. (1998), Vanberg (2000; 2001) などを参照。

11) 例えば、世論調査機関 Poltracking の 2015 年の調査では、憲法裁判所の業績に満足していると答えた回答者の割合は 40.8% だった。これは、汚職撲滅委員会 (69.4%)、国軍 (67.9%)、総選挙委員会 (44.8%)、大統領 (42.7%) に次ぐ満足度である。ちなみに、その他の国家機関の業績満足度は、最高裁判所 (38%)、検察 (36.3%)、警察 (35.9%)、地方代表議会 (27.1%)、政党 (24%)、国民議会 (23.8%) となっており、立法府と政党に対する満足度が非常に低くなっている (Poltracking Indonesia 2015)。

12) 憲法裁判所のウェブサイト (<http://www.mahkamahkonstitusi.go.id/>) には、すべての審理に関する裁判記録や判決文がデジタルデータで無料公開されている。また、憲法裁判所への公訴も、ウェブサイトを通じてオンラインで可能である。

13) Butt (2015) は、判決内容の情報公開に加えて、判決内容自体が他の裁判所の判決に比べて論理的で、判事から出された異見も明記されているといった点が国民の信頼を獲得することに役立っていると指摘している (Butt 2015, 6)。

ただし、2013年には、憲法裁判所の中立性に対する国民の信頼を低下させる事件が発生した。それが、アキル・モフタル (Akil Mochtar) 憲法裁判所長官 (当時) の収賄現場での現行犯逮捕である。アキルは、地方首長直接選挙の結果をめぐるどの候補が当選したのかが争われた裁判で、有利な判決を引き出そうとした当事者から賄賂を受け取っていたことが判明した。逮捕に直接つながった事件は、2013年9月に行われた中カリマンタン州グヌン・マス県知事選挙の結果をめぐる、負けた候補者が不正行為を指摘して選挙のやり直しを求めた裁判での汚職である。この裁判を担当したアキルは、訴えを退けるよう個人的に求めてきた現職の県知事に対して、自ら米ドル紙幣での賄賂を要求し、30億ルピア相当の現金を受け取った<sup>14)</sup>。

この事件の背景には、アキルが2008年に憲法裁判所判事に就任するまでゴルカル党議員として議会で政治活動を行っていたことや、判事の選任がもっぱら各国家機関に委ねられているため判事の中立性や適格性が必ずしも保証されないこと、判事の日常的な行動を監視する仕組みがなかったことなどがあると指摘された。そこで、スシロ・バンバン・ユドヨノ (Susilo Bambang Yudhoyono) 大統領は、緊急の場合に大統領独自の権限として定められる、法律と同等の効力をもつ政令である法律代行政令 (Peraturan Pemerintah Penganti Undang-undang) を定めて、速やかに憲法裁判所の中立性と信頼性を回復しようとした<sup>15)</sup>。その法律代行政令 (憲法裁判所に関する法律 2003年第24号の第

---

14) これに対して憲法裁判所は、査問委員会にあたる名誉協議会を設置して独自にアキルの罪状を調査した。名誉協議会はアキルに倫理規定に違反する行為があったことを認めて、アキルの懲戒免職処分を決定した。その後の裁判でアキルの有罪が確定し、無期懲役の実刑判決が下されている。

15) 相沢 (2016, 78-82) は、ユドヨノの素早い対応を大統領による憲法裁判所弱体化の目論見と論じている。もちろん、そのような側面があった可能性は否定できないが、ユドヨノが「大統領の意向が反映されやすい縛りを加え」(相沢 2016, 80) ようとし、国民議会も憲法裁判所の「独立性を制限しようとする動きに同調し」(相沢 2016, 81) たとの見方は行きすぎである。なぜなら、ユドヨノが制定した法律代行政令の内容では、大統領や国民議会の意向を憲法裁判所に反映させることはできないからである。判事候補の適性審査を行う役割が付与された司法委員会 (相沢論文では「法務委員会」と訳されている) は、形式的には大統領が委員の任命をするものの、最高裁判所判事候補の選任権を持つ憲法上の国家機関であり、その地位は大統領からは独立している。政党の党員資格を過去7年以上有しないという判事の就任条件についても、国民議会の意向がむしろ反映されないようにするための規定である。この他、法律代行政令 (相沢論文では「緊急修正法令」と訳されている) の内容や、これが法律化された法律 2014年第4号に対する違憲判決の内容に関する相沢の記述は、不正確な点がある。

2次改正に関する法律代行政令 2013 年第 1 号) では、(1) 過去 7 年間に政党の党员であった人物は憲法裁判所判事に就任できない、(2) 最高裁判所の判事を選出・査問する憲法機関である司法委員会 (Komisi Judisial) が設置する専門家パネルが各国家機関から提出される判事候補者の適性を審査する、(3) 憲法裁判所の行動を監視する名誉協議会を常設化することなどが定められた。

この法律代行政令は、国民議会で法律として承認を受けるべく制定後の会期で審議が行われた。法律代行政令を制定する緊急性があったかどうかや、司法委員会の設置する専門家パネルが判事選出で大きな役割を果たすことなどについては連立与党内からも異論が出された。しかし、連立を組む福祉正義党 (Partai Keadilan Sejahtera: PKS) や開発統一党 (Partai Persatuan Pembangunan: PPP) が反対にまわったものの、同法案は 2013 年 12 月に賛成多数で可決された (法律 2014 年第 4 号)。

ところが、同法に反対する弁護士らによる違憲審査請求を審議していた憲法裁判所は、2014 年 2 月の判決で全条文について憲法に反するとの判断を下した<sup>16)</sup>。そのため、アキル長官逮捕に端を発した憲法裁判所の信頼回復に向けたユドヨノ大統領の試みは、憲法裁判所自身の判決によって無に帰してしまった。一方、憲法裁判所は、自身の独立性を維持しつつ、判事の行動を監督するための仕組みを整備するため、法律に規定されている名誉協議会に加えて、独自の内部組織である倫理評議会 (Dewan Etika) を常設することにした。倫理評議会は、憲法裁判所元判事、法学教授、民間人の 3 人からなり、違反行為があったと告発を受けたり、疑惑が報道されたりした判事に関する取り調べなどを中立的な立場から行い、重大な違反行為の疑いがある場合は名誉協議会の設置を求めることができる。

憲法裁判所は、アキルの汚職事件は制度的な問題ではなく、あくまでも個人的な問題だとして、憲法裁判所の独立性を掘り崩すような試みには強く抵抗した。その後、憲法裁判所の信頼性は徐々に回復してきたかに見えたが、2017 年 1 月、国民議会から選出された憲法裁判所判事パトリアリス・アクバル (Patrialis Akbar) が、家畜業・家畜動物保健法に対する違憲審査裁判で家畜業

---

16) 憲法裁判所は、法律代行政令制定に緊急性が認められないこと、司法委員会が判事選出に関与することは越権行為にあたること、専門家パネルが判事選出に関与することで判事の様態性が失われる可能性があること、政党人の判事就任を禁ずることが法の下の平等に反すること、などを理由に同法を違憲と判断した。

者から現金を受け取っていたとして、汚職撲滅委員会に逮捕されるという事件が再び発生した。パトリアリスは、国民信託党 (Partai Amanat Nasional: PAN) の副党首や第2期ユドヨノ政権 (2009~2014年) の法務・人権相を務めたことのある政治家で、2013年に汚職容疑で逮捕されたアキルと同じような経歴の持ち主であるが、憲法裁判所判事が再び汚職容疑で逮捕されたことは国民の憲法裁判所に対する信頼を大きく傷つけるとともに、憲法裁判所が適切な対策を取っていないとの批判を生じさせることになった。

## おわりに

本稿は、民主化後に新たに設置されたインドネシアの憲法裁判所の組織と活動に注目し、その活動が民主主義の安定にどのような役割を果たしたのかを考察した。そのうえで、憲法裁判所が独立して行動することができる要因として、インドネシアの政治制度が競合的であることと国民世論の支持があることを指摘した。

インドネシアの憲法裁判所は、設置以来きわめて活発に活動してきているが、それでも活動期間はまだ14年あまりである。今後も継続的に憲法裁判所の動向を分析すると同時に、さまざまな角度からその活動を考察する必要もあるだろう。また、司法の政治学的な研究は、いまだに未開のテーマが多い。新興民主主義国で次々と憲法裁判所が設置され、途上国においても違憲審査権をもつ司法の役割に注目が集まりつつある。新興民主主義国の比較研究を通じて司法と民主主義の関係を明らかにする研究は今後ますます重要になっていくだろう。

### 参考文献

[日本語文献]

相沢伸広 (2010) 「過失か故意か——選挙運営の不備と混乱——」 (本名純・川村晃一編『2009年インドネシアの選挙——ユドヨノ再選の背景と第2期政権の展望——』アジア経済研究所, 57-72 ページ)。

—— (2017) 「インドネシア憲法裁判所の生存戦略と政治参加」 (玉田芳史編『政治の司法化と民主化』晃洋書房, 69-91 ページ)。

今泉慎也 (2003) 「タイの憲法裁判制度の展開と現状」 (作本直行・今泉慎也編『アジアの民主化過程と法——フィリピン・タイ・インドネシアの比較——』アジア経済研究所, 203-242 ページ)。

川村晃一 (2002) 「1945年憲法の政治学——民主化の政治制度に対するインパクト——」 (佐藤

## インドネシアにおける民主主義の安定と憲法裁判所

- 百合編『民主化時代のインドネシア——政治経済変動と制度改革——』アジア経済研究所、33-97 ページ)。
- (2005)「政治制度から見る 2004 年総選挙——民主化の完了、新しい民主政治の始まり——」(松井和久・川村晃一編『インドネシア総選挙と新政権の始動——メガワティからユドヨノへ——』明石書店、75-99 ページ)。
- (2010)「インドネシアの大統領制——合議・全員一致原則と連立政権による制約——」(柏谷祐子編『アジアにおける大統領の比較政治学——憲法構造と政党政治からのアプローチ——』ミネルヴァ書房、135-175 ページ)。
- (2011)「スハルト体制の崩壊とインドネシア政治の変容」(『岩波講座東アジア近現代通史 10 和解と協力の未来へ 1990 年以降』岩波書店、265-288 ページ)。
- 島田弦 (2002)「インドネシアにおける司法改革——ポスト・スハルト期における司法権および裁判所の課題——」(小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、201-234 ページ)。
- 李東洽 (2010)「韓国民主主義の発展における憲法裁判所の貢献」『法律時報』第 82 巻第 5 号、72-81 ページ。
- 安田信之 (2000)『東南アジア法』日本評論社。

### [外国語文献]

- Butt, Simon. (2015) *The Constitutional Court and Democracy in Indonesia*. Leiden: Brill Nijhoff.
- Caldeira, G. A. (1986) "Neither the Purse Nor the Sword: Dynamics of Public Confidence in the Supreme Court," *American Political Science Review*, 80(4), pp. 1209-1226.
- Ferejohn, John. (2002) "Judicializing Politics, Politicizing Law," *Law and Contemporary Problems* 65(3): 41-68.
- and Barry Weingast. (1991) "Limitation of Statutes: Strategic Statutory Interpretation," *Georgetown Law Journal* 80: 565-582.
- Gibson, J. L., G. A. Caldeira, and V. A. Baird. (1998) "On the Legitimacy of National High Courts," *American Political Science Review*, 92(2), pp. 343-358.
- Ginsburg, Thomas. (2003) *Judicial Review in New Democracies: Constitutional Courts in Asian Cases*. New York: Cambridge University Press.
- Helmke, Gretchen, and Frances Rosenbluth. (2009) "Regimes and the Rule of Law: Judicial Independence in Comparative Perspective," *Annual Review of Political Science*, 12(1): 345-366.
- Mahkamah Konstitusi (MK). (各年版) *Laporan Tahunan* [年次報告書].
- Marshall, Monty G. and Keith Jagers. (2011) *Polity IV Project: Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2010*.
- McNollgast. (1995) "Politics and the Courts: A Positive Theory of Judicial Doctrine and the Rule of Law," *Southern California Law Review* 68: 1631-1683.
- Mietzner, Marcus. (2010) "Political Conflict Resolution and Democratic Consolidation in Indonesia: The Role of the Constitutional Court," *Journal of East Asian Studies* 10(3): 397-424.
- Poltracking Indonesia. (2015) *Refleksi 17 Tahun Reformasi: Evaluasi Publik Kinerja Institusi Demokrasi* [改革の 17 年を振り返る——民主制度の業績に対する国民の評価——].
- Ramseyer, J. Mark, and Eric B. Rasmusen. (2003) *Measuring Judicial Independence: The Political*

*Economy of Judging in Japan*. Chicago: University of Chicago Press.

Vanberg, G. (2000) "Establishing Judicial Independence in West Germany: The Impact of Opinion Leadership and the Separation of Powers," *Comparative Politics*, 32(3), pp. 333-353.

———. (2001) "Legislative-Judicial Relations: A Game-Theoretic Approach to Constitutional Review," *American Journal of Political Science*, 45(2), pp. 346-361.